「ホワイト物流」推進運動
持続可能な物流の実現に向けた自主行動宣言

団体名	役職	氏名	所在地	主たる事業	ホームページ
日本製紙連合会	会長	野沢　徹	東京都	事業者団体	https://www.jpa.gr.jp/

当団体は、「ホワイト物流」推進運動の趣旨に賛同し、業界として以下のように取り組むことを宣言します。

最終更新:	

（取組方針）
・会員企業の事業活動に必要な物流の持続的・安定的な確保を業界の課題として認識し、生産性の高い物流と働き方改革の実現に向け、取引先や物流事業者等の関係者との相互理解と協力のもとで、会員企業の物流改善に向けた取り組みが進展するよう、業界として支援します。

（法令遵守への配慮）
・法令違反が生じる恐れがある場合の契約内容や運送内容の見直しに適切に対応するなど、会員企業と取引先の物流事業者が労働関係法令・貨物自動車運送事業関係法令を遵守するよう、業界として必要な啓蒙活動を行います。

（契約内容の明確化・遵守）
・会員企業に対して運送及び荷役、検品等の運送以外の役務に関する契約内容を明確化するよう業界として呼びかけるとともに、取引先や物流事業者等の関係者の協力を得つつ、業界としてその遵守に努めます。

※上記趣旨に賛同するとともに、業界として会員企業に推奨する取組項目

No.	分類番号		取組項目	取組内容
1	A	①	物流の改善提案と協力	・取引先や物流事業者から、荷待ち時間や運転者の手作業での荷卸しの削減、附帯作業の合理化等について要請があった場合は、真摯に協議に応じるとともに、自らも積極的に提案することを推奨します。
2	A	②	予約受付システムの導入	・取引先へのトラック予約受付システムの活用提案等による、荷待ち時間の短縮を推奨します。
3	A	③	パレット等の活用	・パレット、カゴ台車、折りたたみコンテナ、通い箱等を活用し、荷役時間を削減することを推奨します。
4	A	④	発荷主からの入出荷情報等の事前提供	・発荷主として貨物を発送する場合に、物流事業者や着荷主の準備時間を確保するため、入出荷情報等を早めに提供するよう推奨します。
5	A	⑥	集荷先や配送先の集約	・トラック運転者の拘束時間を短縮するため、物流事業者から集荷先や配送先の集約について相談があった場合は、真摯に協議に応じることを推奨します。
6	A	⑦	運転以外の作業部分の分離	・物流事業者から運転業務と運転以外の附帯作業の分離について相談があった場合は、真摯に協議に応じることを推奨します。
7	A	⑨	荷主側の施設面の改善	・倉庫等の物流施設の集約・増設・レイアウト変更等を行い、荷待ち時間や荷役時間を短縮することを推奨します。
8	A	⑩	リードタイムの延長	・トラック運転者が適切に休憩を取りつつ運行することができるよう、発荷主としての出荷予定時刻の厳守を推奨します。 ・取引先と協力して幅を持たせた到着時刻を認めることなどにより、十分なリードタイムを確保することを推奨します。
9	A	⑫	混雑時を避けた配送	・道路が渋滞する時間や着荷主側の混雑時間を避けるため、出荷時間や納品時間を分散させることを推奨します。
10	A	⑬	発注量の平準化	・荷待ち時間を短縮するとともに、運行効率を向上させるため、曜日波動や月波動などの繁閑差を平準化することを推奨します。
11	A	⑭	船舶や鉄道へのモーダルシフト	・長距離輸送について、トラックからフェリー、RORO船や鉄道の利用への転換を推奨します。この際に、運送内容や費用負担についても必要な見直しを行うことを推奨します。
12	B	①	運送契約の書面化の推進	・運送契約の書面化を推進します。
13	B	②	運賃と料金の別建て契約	・運送契約を締結する場合には、運送の対価（運賃）と運送以外の役務等の対価（料金）を別建てで契約することを原則とします。
14	B	③	燃料サーチャージの導入	・物流事業者から燃料サーチャージの導入について相談があった場合には、真摯に協議に応じることを推奨します。
15	B	④	下請取引の適正化	・運送契約の相手方の物流事業者に対し、下請けに出す場合、上記①～③に準じて対応するように求めます。
16	C	①	契約の相手方を選定する際の法令遵守状況の考慮	・契約する物流事業者を選定する際には、関係法令の遵守状況を考慮するよう求めます。
17	C	②	働き方改革等に取り組む物流事業者の積極的活用	・働き方改革や輸送の安全性の向上等に取り組む物流事業者を積極的に活用することを推奨します。
18	D	①	荷役作業時の安全対策	・荷役作業を行う場合には、労働災害の発生を防止するため、安全な作業手順の明示、安全通路の確保、足場の設置等の対策を講じるとともに、事故が発生した場合の損害賠償責任の明確化を図るよう求めます。
19	D	②	異常気象時等の運行の中止・中断等	・台風、豪雨、豪雪等の異常気象が発生した際やその発生が見込まれる際には、無理な運送依頼を行いません。また、運転者の安全を確保するため、運行の中止・中断等が必要と物流事業者が判断した場合は、その判断を尊重します。

PR欄	日本製紙連合会は、製紙産業の持続的かつ健全なる発展、また、社会の健全な発展に寄与することを目的に、製紙産業を取り巻く、様々なステークホルダーとの連携、協働により、地球温暖化対策をはじめとした環境問題等、製紙産業が直面する課題について、積極的に取り組んできた。 物流部門の取り組みでは、グリーン物流を推進し、物流ネットワークの見直し（物流拠点の見直し、直納化、共同輸送等）や物流オペレーションの改善（積載率の向上等）、情報化等による物流の効率化を図るとともに、深刻化が続くトラックドライバー不足に対応するため、その一因とされるトラックドライバーの長時間労働や附帯作業を改善すべく、「荷卸し時間の厳守」、「発注条件や納品時間の設定」、「危険を伴う荷役作業の改善」について、着荷主を含む関係各所に協力を要請（2018年11月20日）。また、国土交通省主導の「紙・パルプ（洋紙・板紙分野）の物流における生産性向上及びトラックドライバーの労働時間改善に関する懇談会」に参画し、2020年5月に公表された「荷主と運送事業者の協力による取引環境と長時間労働の改善に向けたガイドライン 紙・パルプ（洋紙・板紙分野）物流編」の策定に協力するとともに、会員企業への周知を図り、発着荷主と物流事業者が連携したサプライチェーン全体の輸送の効率化等への取り組みを支援することとしている。 こうした取り組みに加え、望ましくない取引慣行の是正や「働き方改革」への対応等、会員企業による適正取引推進のため、2019年11月20日、「下請適正取引の推進に向けた自主行動計画」を策定し、定期的なフォローアップを通じて会員企業の取引慣行の改善に取り組んでいる。 日本製紙連合会としては、会員企業に「ホワイト物流」推進運動を周知するとともに、持続可能な物流の実現に向け、行政及び会員企業の取り組みに対し全面的に協力・支援する方針である。